

公募要領 修正箇所

(朱書きの部分は修正部分)

修正後	修正前
Ⅱ-4.2.3 研究設備・機器の共用推進に係る事項【大学等】	Ⅱ-4.2.3 研究設備・機器の共用推進に係る事項
Ⅱ-4.3 取得物品の取扱い Ⅱ-4.3.1 取得物品の帰属 直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、実施機関に帰属するものとします。なお、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。	Ⅱ-4.3 取得物品の取扱い Ⅱ-4.3.1 取得物品の帰属 <u>大学等※1が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、大学等に帰属するものとします。</u> <u>企業等※2による取得物品の所有権は、取得価格が50万円以上（消費税含む。）かつ耐用年数が1年以上のものについてはAMED に帰属するものとしますが、当該取得物品は研究開発期間終了までの間、研究開発のために無償で使用することができます。なお、当該期間中は、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。</u> <u>※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。</u> <u>ア 国立大学法人、公立大学法人、私立大学等の学校法人</u> <u>イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関</u> <u>ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、AMED が認めるもの</u> <u>※2 「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称したものをいいます。</u>
Ⅱ-4.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い 取得物品は実施機関に帰属するものの、取得物品は「処分制限財産」（耐用年数期間内）となり、取得物品を研究目的外（商用目的への転用、廃棄、他の機関への譲渡等）の処分を希望する場合には、予め、所管官庁への「処分申請と承認」を要しますので、事前に AMED 所管事業課にご相談願いま	Ⅱ-4.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い <u>企業等に対しては、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、所有権が AMED に帰属する所得物品のうち有形固定資産は、原則として耐用年数期間※は無償貸与し、耐用年数経過後に AMED による評価額にて有償で譲渡することとします。ただし、いずれも AMED が当該取得物</u>

す。AMED に相談することなく、物品を目的外に処分することは認められませんので、注意してください。消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。） ※「耐用年数期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数となります。（工具・器具及び備品は 4 年）	品を使用し、又は処分する場合はこの限りではありません。 消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。） ※「耐用年数期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数となります。（工具・器具及び備品は 4 年）
Ⅱ-5. 2. 1 代表研究機関と分担研究機関の役割等 本事業において、研究開発課題は代表研究機関及び必要に応じて分担研究機関が実施します。なお、代表研究機関と分担研究機関の役割等詳細については、以下を参照してください。	Ⅱ-5. 2. 1 代表研究機関と分担研究機関の役割等 本事業において、研究開発課題は代表研究機関及び必要に応じて分担研究機関が実施します。なお、代表研究機関と分担研究機関の役割等詳細については、<u>巻末の別紙</u>を参照してください。